

令和8年度シンガポール向け県産品ビジネスマッチング業務仕様書

1. 業務目的

青森県内の企業（以下、「県内企業」という。）とシンガポールの企業（以下、「シンガポール企業」という。）による取引を支援する体制を構築し、県内企業とシンガポール企業の商談成立を促進することで、青森県産農林水産品（以下、「県産品」という。）のシンガポールへの輸出拡大を図る。

2. 業務内容

(1) シンガポール企業・シンガポール市場等の情報収集

ア 県内企業の商談候補となり得る優良なシンガポール企業について、随時情報収集するとともに、発注者が求めた場合に情報提供する。

イ シンガポールの経済事情・市場のトレンド等について、随時情報収集するとともに、発注者が求めた場合に情報提供する。

(2) 商談前の相談対応

ア 県産品のシンガポール輸出に係る県内企業からの相談に対応し、商談に向けた助言等を行う。

イ 県産品の輸入に係るシンガポール企業からの相談に対応する。

(3) 商談実施

ア 県内企業からシンガポール企業との商談希望があった場合は、当該県内企業の希望する商談条件に適したシンガポール企業を選定の上、当該シンガポール企業に係る情報等を発注者に情報提供する。

イ シンガポール企業から県内企業との商談希望があった場合は、当該内容を発注者に情報提供するとともに、発注者と協議の上、商談条件に適した県内企業に係る情報等を当該シンガポール企業に情報提供する。

ウ 県内企業がシンガポールを訪問してシンガポール企業と商談する場合に、商談日時・場所等を調整・手配し、それを県内企業及びシンガポール企業に対して連絡する。

エ シンガポール企業が青森県を訪問して県内企業と商談する場合に、商談日時・場所等を発注者と調整し、シンガポール企業に対して連絡する。

オ 商談当日は、必要に応じて、県内企業及びシンガポール企業のアテンドを行う。

カ オンライン・メール等による商談を実施する場合に、県内企業とシンガポール企業間の連絡調整を行う。

(4) 商談結果報告

(3) で実施した商談の結果を作成し、発注者に対して報告する。

(5) 商談後フォロー

商談後における県内企業とシンガポール企業との間の連絡支援のほか、商談成立に向けた助言等を行う。また、商談が成立した場合は、継続的な取引に向けたフォローを行う。

(6) 商談成立

発注者、県内企業及びシンガポール企業と十分に連携を図るとともに、県内企業へ必要な助言・支援等を十分に行い、商談成立に向けて本業務に取り組むこと。

(7) その他【(3) 関連】

- ア 商談を実施する場合、商談後フォローを実施する場合及びその他発注者からの依頼に基づき、本県を訪問し、必要な支援を行う。
- イ 商談を実施する場合、商談後フォローを実施する場合及びその他発注者からの依頼に基づき、通訳を手配し、必要な支援を行う。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4. その他

本業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整を図るとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と協議の上決定するものとする。